

2014 年 2 月 28 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第 307 号）

中国人民銀行上海本部、 小口外貨預金の金利上限撤廃を 自由貿易試験区において先行実施へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行上海本部は、2014 年 2 月 25 日付で『中国（上海）自由貿易試験区での小額外貨預金利率上限の開放に関する通達』（銀総部発[2014]23 号、以下『23 号通達』という）を公布しました。2014 年 3 月 1 日より、中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）において 300 万米ドル未満の小口外貨預金の金利上限規制が撤廃されます。自由金利が適用されるのは、区内で設立した企業や区内で 1 年以上働いている国内個人等が開設した口座になります（『23 号通達』第 2 条）。

□ 米ドル、円など上限管理続く

『23 号通達』により、中国人民銀行が 2013 年 12 月 2 日に公布した『金融による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する意見』（銀発[2013]244 号、以下『意見』という）に盛り込まれていた「条件が成熟したとき、区内一般口座の小額外貨預金利率の上限を開放する」（第 20 条）方針が、比較的早い段階で実現することとなりました。

中国国内の外貨銀行金利は、中国人民銀行が 2000 年 9 月に外貨貸付と 300 万米ドル以上の大口外貨預金の金利制限を撤廃していますが、小口外貨預金（米ドル、日本円、香港ドル、ユーロ）の金利には現在も上限が設定されています（図表参照）。なお、人民元については、中国人民銀行が 2013 年 7 月に公布した『利率市場化改革のさらなる推進に関する通達』（銀発[2013]180 号）によって銀行貸付金利の自由化が実現している一方で、銀行預金金利の上限を中国人民銀行が定める基準金利の 110%とする規制が残されています。

【図表】中国における外貨預金金利上限

（2014 年 2 月 27 日現在、年率％）

	米ドル	ユーロ	日本円	香港ドル
普通	1.150	0.100	0.0001	1.000
7 日通知	1.375	0.375	0.0005	1.250
1 カ月	2.250	0.750	0.0100	1.875
3 カ月	2.750	1.000	0.0100	2.375
6 カ月	2.875	1.125	0.0100	2.500
1 年	3.000	1.250	0.0100	2.625

（出所：中国人民銀行）

*

『23号通達』の詳細については、3 ページからの日本語仮訳および 6 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

中国人民銀行上海本部

銀総部発[2014]23号

中国（上海）自由貿易試験区での小額外貨預金利率上限の開放に関する通達

国家開発銀行・各政策性銀行・国有商業銀行・株式制商業銀行・中国郵政貯蓄銀行上海（市）分行、上海銀行、上海農村商業銀行、その他の各法人商業銀行上海分行、上海市各外資銀行、上海市各村鎮銀行、上海市各ファイナンスカンパニー・金融リース会社・自動車金融会社：

中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」という）における利率の市場化改革を着実に推進するため、『中国人民銀行の金融による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する意見』の関連主旨に基づき、中国人民銀行総行の批准を経て、中国人民銀行上海本部は2014年3月1日より試験区内の小額外貨預金金利の上限を開放することを決定した。ここに関連要求について以下のように通知する。

- 1、金融機関は、『中国（上海）自由貿易試験区での小額外貨預金利率上限の開放に関する実施意見』（付属文書）の要求に基づき、外貨利率プライシング・メカニズムの建設を強化し、関連管理制度を完備化しなければならない。
- 2、金融機関は、リスク防止管理メカニズムを構築し、リスク防止承諾書、リスク自己評価報告、リスク管理措置、関連制度建設等の内容を遅滞なく上海本部の通貨信用貸付管理部門に報告して届け出なければならない。
- 3、金融機関は、試験区の外貨預金統計業務を適切に遂行するほか、外貨預金利率デیلیー・オファ―制度を構築し、時間どおりに外貨業務モニタリング表を記入して上海本部の利率管理システムに提出し、外貨預金プライシングの大幅な調整および大口資金の振替等の異常な変動を遅滞なく報告しなければならない。
- 4、金融機関は、リスク防止・コントロールを適切に遂行し、政策要求に基づき業務を展開しなければならない。上海本部は、動的モニタリングおよび検査メカニズムを構築し、検査を強化する。上述の規定および要求を履行することができない金融機関に対し、上海本部は内部警告、通報・批判、是正命令を行い、合わせてマクロプルーデンス管理ツールを運用して処理を行い、さらには業務停止等の臨時的な管制措置をも採用する。

特にここに通知する。

付属文書：中国（上海）自由貿易試験区での小額外貨預金利率上限の開放に関する実施意見

中国人民銀行上海本部

2014年2月25日

付属文書：

中国（上海）自由貿易試験区での小額外貨預金利率上限の開放に関する実施意見

- 第1条** 中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」という）における外貨利率の市場化改革を着実に推進し、金融機関による外貨利率プライシング・メカニズムの構築を強化し、市場需給が決定する外貨利率形成メカニズムを完強化し、試験区における利率市場化の「先行実施」の措置を効果的に具体化し、「複製可能、普及可能」な経験を形成するため、『中国人民銀行の金融による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する意見』の関連主旨および人民銀行総行の総体要求に基づき、人民銀行上海本部は試験区で小額外貨預金金利の上限を開放することを決定した。
- 第2条** 試験区の小額外貨預金利率上限の開放後、上海地区の金融機関は区内居住者の外貨預金利率に対して自主的にプライシングを行う。区内居住者には、試験区内で法に基づき設立された中資・外資の企業・事業法人（金融機関を含む）、試験区内で登録登記したが法人資格を取得していない組織、その他の組織、国外法人機構の試験区駐在機構および試験区内で就業して1年以上の国内個人を含む。
- 第3条** 金融機関は、外貨預金の自主プライシング能力の育成ならびに向上に注力し、市場需給を基礎として、外貨預金利率を合理的に確定し、財務の厳格な制約を強化し、差別化サービス水準を向上させなければならない。科学的で合理的なプライシング戦略および利率プライシングモデルを構築し、相応の管理弁法を制定しなければならない。利率プライシングモデルは、資金のコスト、費用及び顧客の利潤貢献度を合理的に体现することができ、リスクプレミアムを合理的に正確に反映することができ、差別化、細分化プライシングのために効果的な依拠を提供しなければならない。
- 第4条** 金融機関は、試験区の外貨預金利率リスク管理体系を構築しなければならない。利率リスク管理体系は主に、利率リスクの管理目標、管理組織体制、利率リスクの評価方法、利率リスク限度額の確定、ストレステスト実施意見およびリスク管理措置の制定等の内容を含めなければならない。
- 第5条** 金融機関は、国内外の金融市場の利率および為替レートの動向に注意深く関心を払い、外貨利率の変動傾向を合理的に予測し、区内外の利率差の変動が外貨資金の流動にもたらす潜在的な影響を科学的に評価し、利率変動のリスク事前計画を適切に遂行しなければならない。
- 第6条** 試験区内の居住者企業は口座開設時に登記登録証明文書を提供しなければならず、居住者個人は口座開設時に勤務先の在職証明を提供しなければならず、金融機関は試験区の顧客資質審査

細則を制定し、口座開設基準を厳格化し、虚偽の身分を利用して業務を行い資金の流用・裁定取引を行う規定違反行為を防止しなければならない。

第7条 金融機関は、試験区の外貨預金金利のモニタリング分析メカニズムを構築し、要求に基づき『上海自由貿易試験区外貨業務モニタリング表』（表の様式は中国人民銀行上海本部の利率管理システムからダウンロードする）を記入し、遅滞なく人民銀行上海本部の利率管理システムに提出し、合わせて異常な取引に対して追跡分析を行い、モニタリング報告を提出しなければならない。

第8条 金融機関は、制定した関連管理弁法（外貨利率プライシングの管理弁法、リスク管理体系およびモニタリング分析メカニズム等の内容を含む）を遅滞なく人民銀行上海本部に報告し届け出なければならない。

第9条 人民銀行上海本部は、政策実施後の区内の外貨利率変化状況を注意深く追跡分析し、市場の発展傾向を研究・判断し、多種のツールを総合的に運用して効果的にリスクを防止し、改革推進と同時にシステミックリスクを発生させない最低ラインを保持する。

第10条 金融機関は、リスク防止・コントロールを適切に遂行し、政策要求に基づき業務を展開しなければならない。人民銀行上海本部は、動的モニタリングおよび検査メカニズムを構築し、検査を強化する。上述の規定および要求を履行することができない金融機関に対し、上海本部は内部警告、通報・批判、是正命令を行い、合わせてマクロプルーデンス管理ツールを運用して処理を行い、さらには業務停止等の臨時的な管制措置をも採用する。

(中国語原文)

**中国人民银行上海总部
银总部发〔2014〕23号
关于在中国（上海）自由贸易试验区放开小额外币存款利率上限的通知**

国家开发银行、各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行、中国邮政储蓄银行上海（市）分行，上海银行，上海农商银行，各其它法人商业银行上海分行，上海市各外资银行，上海市各村镇银行，上海市各财务公司、金融租赁公司、汽车金融公司：

为稳步推进中国（上海）自由贸易试验区（以下简称试验区）利率市场化改革，根据《中国人民银行关于金融支持中国（上海）自由贸易试验区建设的意见》有关精神，经人民银行总行批准，人民银行上海总部决定自2014年3月1日起放开试验区内小额外币存款利率上限，现将有关要求通知如下：

- 一、 金融机构要根据《关于在中国（上海）自由贸易试验区放开小额外币存款利率上限的实施意见》（附件）的要求，强化外币利率定价机制建设，完善相关管理制度。
- 二、 金融机构要建立风险防范管理机制，将风险防范承诺书、风险自评估报告、风险管理措施、相关制度建设等内容及时报我总部货币信贷管理部门备案。
- 三、 金融机构除了做好试验区外币存款统计工作外，还要建立外币存款利率每日报价制度，按时填写外币业务监测表提交至我总部利率管理系统，大幅调整外币存款定价和大额资金划拨等异常波动要及时报告。
- 四、 金融机构要切实做好风险防控，按政策要求开展业务。我总部建立动态监测和检查机制，加强检查。对于不能履行上述规定和要求的金融机构，我总部将予以内部警告、通报批评、责令整改，并运用宏观审慎管理工具予以处理，直至采取叫停业务等临时性管制措施。

特此通知。

附件：关于在中国（上海）自由贸易试验区放开小额外币存款利率上限的实施意见

中国人民银行上海总部
2014年2月25日

附件：

关于在中国（上海）自由贸易试验区放开小额外币存款利率上限的实施意见

- 第一条** 为稳步推进中国（上海）自由贸易试验区（以下简称试验区）外币利率市场化改革，强化金融机构外币利率定价机制建设，完善市场供求决定的外币利率形成机制，有效落实试验区利率市场化“先行先试”的措施，形成“可复制、可推广”的经验，根据《中国人民银行关于金融支持中国（上海）自由贸易试验区建设的意见》有关精神和人民银行总行的总体要求，人民银行上海总部决定在试验区放开小额外币存款利率上限。
- 第二条** 放开试验区小额外币存款利率上限后，上海地区金融机构对区内居民外币存款利率自主定价。区内居民，包括在试验区内依法设立的中外资企事业法人（含金融机构）、在试验区内注册登记但未取得法人资格的组织、其他组织、境外法人机构驻试验区内机构以及在试验区内就业一年以上的境内个人。
- 第三条** 金融机构要着力培育并提高外币存款自主定价能力，以市场供求为基础，合理确定外币存款利率，强化财务硬约束，提高差异化服务水平。要建立科学合理的定价策略和利率定价模型，制定相应的管理办法。利率定价模型要能合理体现资金成本、费用和客户的利润贡献度，能合理准确地反映风险溢价，为差异化、精细化定价提供有效依据。
- 第四条** 金融机构要建立试验区外币存款利率风险管理体系。利率风险管理体系应主要包括：确定利率风险的管理目标、管理组织体制、利率风险的评估方法、利率风险限额，制定压力测试实施意见及风险管理措施等内容。
- 第五条** 金融机构要密切关注国内外金融市场利率和汇率动态，合理预测外币利率变动趋势，科学评估区内外利差变动导致外币资金流动的潜在影响，做好利率波动的风险预案。
- 第六条** 试验区内居民企业开户时须提供登记注册证明文件，居民个人开户时应提供单位在职证明，金融机构要制定试验区的客户资质审核细则，严格开户标准，防止利用虚假身份办理业务进行资金腾挪套利的违规行为。
- 第七条** 金融机构要建立试验区外币存款利率的监测分析机制，按要求填写《上海自由贸易试验区外币业务监测表》（表样在中国人民银行上海总部利率管理系统中下载），及时提交人民银行上海总部利率管理系统，并对异常交易进行追踪分析，提交监测报告。
- 第八条** 金融机构应将制定的相关管理办法（包括外币利率定价的管理办法、风险管理体系和监测分析机制等内容）及时报送人民银行上海总部备案。

第九条 人民银行上海总部将密切追踪分析政策实施后区内外币利率变化情况，研判市场发展趋势，综合运用多种工具有效防范风险，在推进改革的同时守住不发生系统性风险的底线。

第十条 金融机构要切实做好风险防控，按政策要求开展业务。人民银行上海总部建立动态监测和检查机制，加强检查。对于不能履行上述规定和要求的金融机构，人民银行上海总部将予以内部警告、通报批评、责令整改，并运用宏观审慎管理工具予以处理，直至采取叫停业务等临时性管制措施。